

各位



「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた 預金規定の変更について

株式会社福邦銀行（頭取 渡邊 健雄）では、金融庁が公表した「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、2020年1月1日より預金等規定集の各種規定の内容を変更いたします。

規定の変更後は、新規取引開始時にお取引目的やお客さまに関する情報等を従来よりも詳細に確認させていただく場合があります。既にお取引のあるお客さまにつきましても、お取引の目的やお客さまに関する情報等を、窓口や郵便等により再度ご確認させていただく場合がございます。また確認につきましても、各種確認資料等のご提示をお願いする場合がございます。

なお、当行が求める確認や資料のご提出について、適切にご対応いただけない場合は、やむを得ずお取引をお断わりさせていただきます。

記

1. 対象となる主な預金規定等

預金等共通規定
総合口座取引規定（決済用普通預金を含む）
普通預金規定（決済用普通預金を含む）
貯蓄預金規定
納税準備預金規定
外貨普通預金規定
当座勘定規定

2. 主な改定内容

以下の条項を新設・追加します。

預金等共通規定（抜粋）「取引の制限等」条項の新設

外貨普通預金規定、当座勘定規定においても同様に適用します。

5. 取引の制限等

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (2) 1年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (3) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間その他の必要な事項を当行に届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が経過した場合、当行は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。

- (4) 本条第1項の各種確認や資料の提出の依頼に対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容、およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、次の取引について制限を行うことができるものとします。

不相当に多額または頻繁と認められる現金または振込による入出金取引

外国送金、外貨預金、貿易取引等外為取引全般

当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のリスクが高いと判断した個別の取引

- (5) 第1項から第4項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

普通預金規定(抜粋)「解約等」条項での一部追加・変更(赤字部分を追加します)

7. 解約等

- (1) この預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当行本支店に申し出てください。

ただし、取引店以外での解約は、当行所定の手続を行ったものに限りです。

- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することにより、この預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった住所・氏名にあてて発信したときに解約されたものとします。

この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意志によらずに開設されたことが明らかになった場合

この預金の預金者が2. 預金共通規定第4条第1項に違反した場合

この預金が本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

法令で定める本人確認等における確認事項、または預金等共通規定第5条(取引の制限等)

第1項もしくは第3項の定めにもとづく預金者からの回答、届出または提出された資料が偽りである場合

この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

預金等共通規定第5条(取引の制限等)第1項から第4項に定める取引等の制限に係る事務が1年以上に亘って解消されない場合

第1号から第6号の疑いがあるにも関わらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合

以上

預金等共通規定

現 在	変更後
<p>預金共通規定</p> <p>1. (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>(1) この預金口座は、預金口座の名義人（預金口座名義人が法人の場合には、当該法人の役員等も含む）が本条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、本条第2項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</p> <p>①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</p> <p>A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</p> <p>B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</p> <p>C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</p>	<p>預金等共通規定</p> <p>1. (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>(1) この預金口座は、預金口座の名義人（預金口座名義人が法人の場合には、当該法人の役員等も含む）が本条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、本条第2項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</p> <p>①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</p> <p>A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</p> <p>B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</p> <p>C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</p>

預金等共通規定

現 在	変更後
<p>D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>③預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合</p> <p>A 暴力的な要求行為</p> <p>B 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為</p> <p>E その他 A から D に準ずる行為</p>	<p>D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>③預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合</p> <p>A 暴力的な要求行為</p> <p>B 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為</p> <p>E その他 A から D に準ずる行為</p>
<p>2. (届出事項の変更、通帳の再発行等)</p> <p>(1) 通帳または証書や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(2) 通帳または証書や印章を失った場合の預金の払戻し、解約、定期預金の元利金の支払い、または通帳や証書の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。</p> <p>(3) 届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。</p>	<p>2. (届出事項の変更、通帳の再発行等)</p> <p>(1) 通帳または証書や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(2) 通帳または証書や印章を失った場合の預金の払戻し、解約、定期預金の元利金の支払い、または通帳や証書の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。</p> <p>(3) 届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。</p>

預金等共通規定

現 在	変更後
<p>3. (印鑑照合等)</p> <p>払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>4. (譲渡、質入れの禁止)</p> <p>(1) この預金、預金契約上の地位その他のこの取引にかかるいっさいの権利および通帳または証書は、譲渡または質入れすることはできません。</p> <p>(2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>3. (印鑑照合等)</p> <p>払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>4. (譲渡、質入れの禁止)</p> <p>(1) この預金、預金契約上の地位その他のこの取引にかかるいっさいの権利および通帳または証書は、譲渡または質入れすることはできません。</p> <p>(2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。</p> <p><u>5. (取引の制限等)</u></p> <p><u>(1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>(2) 1年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>(3) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間その他の必要な事項を当行に届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が経過した場合、当行は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。</u></p>

預金等共通規定

現 在	変更後
<p>5. (預金保険制度の対象について) この預金は預金保険制度の対象となります。</p> <p>6. (保険事故発生時における預金者からの相殺) (1) この預金は、(定期預金・通知預金においては満期日が未到来であっても)、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り、当該相殺額について期限が到来したものととして相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため若しくは第三者の当行に対する債務で預金者が保</p>	<p><u>す。</u></p> <p><u>(4) 本条第1項の各種確認や資料の提出の依頼に対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容、およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、次の取引について制限を行うことができるものとします。</u></p> <p><u>①不相当に多額または頻繁と認められる現金または振込による入出金取引</u> <u>②外国送金、外貨預金、貿易取引等外為取引全般</u> <u>③当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のリスクが高いと判断した個別の取引</u></p> <p><u>(5) 第1項から第4項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。</u></p> <p>6. (預金保険制度の対象について) この預金は預金保険制度の対象となります。</p> <p>7. (保険事故発生時における預金者からの相殺) (1) この預金は、(定期預金・通知預金においては満期日が未到来であっても)、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り、当該相殺額について期限が到来したものととして相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため若しくは第三者の当行に対する債務で預金者が保</p>

預金等共通規定

現 在	変更後
<p>証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。</p> <p>(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。</p> <p>①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には、充当の順序・方法を指定の上、預金証書はお届出印を押印して（または当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳あるいは預金証書とともに）直ちに当行へ提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には、先ず預金者の保証債務から相殺されるものとします。</p> <p>②前号による充当の指定がない場合には、当行の指定する順序・方法により、充当いたします。</p> <p>③第①号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、充当の順序・方法を指定することができるものとします。</p> <p>(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。</p> <p>①この預金の利息計算については、その期間を、相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。</p> <p>②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を、相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては、当行の定めによるものとします。</p> <p>(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については、当行の計算実行時の相場を適用するものとします。</p>	<p>証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。</p> <p>(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。</p> <p>①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には、充当の順序・方法を指定の上、預金証書はお届出印を押印して（または当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳あるいは預金証書とともに）直ちに当行へ提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には、先ず預金者の保証債務から相殺されるものとします。</p> <p>②前号による充当の指定がない場合には、当行の指定する順序・方法により、充当いたします。</p> <p>③第①号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、充当の順序・方法を指定することができるものとします。</p> <p>(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。</p> <p>①この預金の利息計算については、その期間を、相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。</p> <p>②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を、相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては、当行の定めによるものとします。</p> <p>(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については、当行の計算実行時の相場を適用するものとします。</p>

預金等共通規定

現 在	変更後
<p>(5) 第1項により相殺する場合において、借入金の期限前弁済等の手続きについて別途定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても、相殺することができるものとします。</p>	<p>(5) 第1項により相殺する場合において、借入金の期限前弁済等の手続きについて別途定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても、相殺することができるものとします。</p>
<p>7. (成年後見人等の届出)</p>	<p>8. (成年後見人等の届出)</p>
<p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。</p> <p>(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。</p> <p>(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様にお届けください。</p> <p>(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。</p> <p>(5) 前4項の届け出の前に行われた取引の効果は本人に帰属するものとし、それによって生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>	<p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。</p> <p>(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。</p> <p>(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様にお届けください。</p> <p>(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。</p> <p>(5) 前4項の届け出の前に行われた取引の効果は本人に帰属するものとし、それによって生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>
<p>8. (民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律)</p> <p>この預金について 10 年を超えて入出金等の異動がなかった場合は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第2条第6項の休眠預金等に該当するものとして、この預金にかかる資金は、同法第7条にもとづき預金保険機構に移管されます。</p> <p>休眠預金等に関しては、「休眠預金等活用法に関する規定」が適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>9. (民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律)</p> <p>この預金について 10 年を超えて入出金等の異動がなかった場合は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第2条第6項の休眠預金等に該当するものとして、この預金にかかる資金は、同法第7条にもとづき預金保険機構に移管されます。</p> <p>休眠預金等に関しては、「休眠預金等活用法に関する規定」が適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

普通預金規定

現 在	変更後
<p>普通預金規定（決済用普通預金を含む）</p> <p>1.（取扱店の範囲）</p> <p>この預金は、当店のほか当行本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。</p> <p>ただし、当店以外での払戻しは当行所定の印鑑登録を行っている場合にかぎります。この預金を当店以外の店舗で払戻す場合には1回300万円を限度とします。</p> <p>2.（証券類の受入れ）</p> <p>（1）この預金口座は、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。</p> <p>（2）手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。</p> <p>（3）証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてください。</p> <p>（4）手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。</p> <p>（5）証券類の取立てのためとくに費用を要する場合は、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。</p> <p>3.（振込金の受入れ）</p> <p>（1）この預金口座には、為替による振込金を受入れます。</p> <p>（2）この預金口座への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。</p>	<p>普通預金規定（決済用普通預金を含む）</p> <p>1.（取扱店の範囲）</p> <p>この預金は、当店のほか当行本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。</p> <p>ただし、当店以外での払戻しは当行所定の印鑑登録を行っている場合にかぎります。この預金を当店以外の店舗で払戻す場合には1回300万円を限度とします。</p> <p>2.（証券類の受入れ）</p> <p>（1）この預金口座は、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。</p> <p>（2）手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。</p> <p>（3）証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてください。</p> <p>（4）手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。</p> <p>（5）証券類の取立てのためとくに費用を要する場合は、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。</p> <p>3.（振込金の受入れ）</p> <p>（1）この預金口座には、為替による振込金を受入れます。</p> <p>（2）この預金口座への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。</p>

普通預金規定

現 在	変更後
<p>4. (受入証券類の決済、不渡り)</p> <p>(1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。</p> <p>(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引落とし、その証券類は当店で返却します。</p> <p>(3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続きをします。</p> <p>5. (預金の払戻し)</p> <p>(1) この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。</p> <p>(2) この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続きをしてください。</p> <p>(3) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。</p> <p>6. (利息)</p> <p>この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の当行所定の日、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。</p>	<p>4. (受入証券類の決済、不渡り)</p> <p>(1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。</p> <p>(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引落とし、その証券類は当店で返却します。</p> <p>(3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続きをします。</p> <p>5. (預金の払戻し)</p> <p>(1) この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。</p> <p>(2) この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続きをしてください。</p> <p>(3) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。</p> <p>6. (利息)</p> <p>この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の当行所定の日、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。</p>

普通預金規定

現 在	変更後
<p>7. (解約)</p> <p>(1) この預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当行本支店に申し出てください。ただし、取引店以外での解約は、当行所定の手続を行ったものにかぎります。</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することにより、この預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった住所・氏名にあてて発信したときに解約されたものとします。</p> <p>①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意志によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>②この預金の預金者が2. 預金共通規定第4条第1項に違反した場合</p> <p>③この預金が<u>法令</u>や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p>(④以降新設)</p>	<p>7. (解約等)</p> <p>(1) この預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当行本支店に申し出てください。ただし、取引店以外での解約は、当行所定の手続を行ったものにかぎります。</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することにより、この預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった住所・氏名にあてて発信したときに解約されたものとします。</p> <p>①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意志によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>②この預金の預金者が2. 預金共通規定第4条第1項に違反した場合</p> <p>③この預金が<u>本邦または外国の法令・規制</u>や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p><u>④法令で定める本人確認等における確認事項、または預金等共通規定第5条(取引の制限等)第1項もしくは第3項の定めにもとづく預金者からの回答、届出または提出された資料が偽りである場合</u></p> <p><u>⑤この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</u></p> <p><u>⑥預金等共通規定第5条(取引の制限等)第1項から第4項に定める取引等の制限に係る事務が1年以上に亘って解消されない場合</u></p> <p><u>⑦第1号から第6号の疑いがあるにも関わらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合</u></p>

普通預金規定

現 在	変更後
<p>(3) この預金が、当行が別途表示する一定の期間、預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を越えることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することにより、この預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様とします。</p> <p>(4) 前2項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</p> <p>8. (通知等) 届出のあった住所・氏名にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも、通常到達すべきときに到達したものとみなします。</p> <p>9. (決済用普通預金の特約) (1) 決済用普通預金特約を申し込まれた普通預金につきましては、第6条および別途申込まれた各サービス規定における利息にかかる規定にかかわらず、利息はつけないものとします。なお、利息にかかる規定以外につきましては、普通預金規定および各サービス規定により取扱います。</p> <p>(2) この普通預金を決済用普通預金に変更するにあたり未払いの普通預金利息がある場合は、第6条によらず取扱変更時に利息を精算し普通預金に組入れます。総合口座の貸越利息およびカードローン貸越利息については決済用普通預金への取扱変更時には精算しません。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>(3) この預金が、当行が別途表示する一定の期間、預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を越えることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することにより、この預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様とします。</p> <p>(4) 前2項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</p> <p>8. (通知等) 届出のあった住所・氏名にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも、通常到達すべきときに到達したものとみなします。</p> <p>9. (決済用普通預金の特約) (1) 決済用普通預金特約を申し込まれた普通預金につきましては、第6条および別途申込まれた各サービス規定における利息にかかる規定にかかわらず、利息はつけないものとします。なお、利息にかかる規定以外につきましては、普通預金規定および各サービス規定により取扱います。</p> <p>(2) この普通預金を決済用普通預金に変更するにあたり未払いの普通預金利息がある場合は、第6条によらず取扱変更時に利息を精算し普通預金に組入れます。総合口座の貸越利息およびカードローン貸越利息については決済用普通預金への取扱変更時には精算しません。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>